

【速報】英国の EU 離脱が科学技術分野に与える影響を考えるための参考情報

2016年6月27日

国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)

研究開発戦略センター (CRDS)

海外動向ユニット 津田 (英国担当)・山下 (EU 担当)

1. 概要

- 2016年6月23日の国民投票の結果を受け、英国の EU 離脱が決定した。英国から EU への離脱通告後最大2年間の交渉期間を経て、離脱後の英国と EU との関係が決まる。
- 科学技術分野における影響は、離脱後の英国と EU の関係により異なる。
- そのため、現時点で影響を測ることは困難であり（また、直ちに具体的な影響が生じるわけではない）、交渉のプロセスを注視する必要がある。
- 本資料では、EU のルールを踏まえ、英国の EU 離脱が科学技術分野に与える影響を考えるための参考情報を提供する。

2. 英国離脱に関連した EU のルール

- EU 離脱に向けて、離脱しようとする国と閣僚理事会 (the Council) は交渉を行い、その後の関係を規定する協定を結ぶ。その間、条約はそれまでと変わらず離脱しようとする国に適用される。交渉開始後2年以内に協定に達しない場合、当該国は新たな協定を結ばずに離脱する。(欧州連合条約 (リスボン改訂条約) 50条の要約)

3. 科学技術分野への影響

- 今後の離脱に向けた動きの中で、科学技術に関しては急激な影響が出ることはないと思料する。英国からの離脱通告後、最大2年間は既存の関係が維持されるからである。
- 離脱後の英国は、EU と何らかの協定を結んだ国 (スイス・ノルウェーのような欧州自由貿易連合 (EFTA) 国やカナダのような包括的経済通商協定を結んだ国等) になるか、協定を伴わない第三国 (日本のような国) になる。
- Horizon 2020 規則 7 条によれば、EFTA 国となった場合等、一定の要件を満たせば Horizon 2020 の Associated Country としての関係を維持し得る。
- Associated Country となった場合、GDP に応じた一定の拠出が求められる一方、加盟国と同様に Horizon 2020 からの資金配分を受けることができる。
- 国民投票前の 2016 年 3 月に英国で最も古く権威ある科学学会である英国王立協会 (Royal Society) の会員約 160 人が EU 残留を支持する声明を発表したように、たとえば Horizon 2020 の研究資金を得た優秀な研究者を欧州大陸から採用するなど、英国が EU の加盟国であることから受ける研究面での恩恵は大きい。
- しかし英国の EU からの離脱により、財源および人材流動に関する不確実性が増大し、全体として研究協力が縮小傾向に向かう可能性が懸念されている。
- Horizon 2020 は英国の研究者にとって大きな財源と研究機会を提供する枠組みであり、そうした有益な枠組みをどのような形で継続させていくかが焦点の一つである。ただし、これは科学技術分野に閉じた問題ではなく、現時点ではその帰趨は不明確である。(了)